

地方消費者行政推進交付金が活用できます

公益財団法人

消費者教育支援センターが 消費者教育の推進をお手伝いします!

地方公共団体には、消費者教育推進法の基本理念にのっとり、施策を策定・実施することが求められています。

公益財団法人消費者教育支援センターでは、消費者教育の専門機関として培った実績とノウハウをもとに、さまざまな形で全国各地の消費者教育推進のお手伝いをしています。

このようなニーズに
お応えします。

① 推進計画策定に向けて取り組みたい!

② 高齢者の見守り地域ネットワークを構築したい!

③ 消費者教育の新しい教材を作りたい!

④ 消費者教育研修の企画や講師の派遣をしてほしい!



これまでの取り組み例を紹介します！

1

推進計画策定に向けた取り組み

静岡県浜松市

平成25年度より、あり方検討を開始。平成26年度からは消費者教育コーディネーターが配置されました。推進計画策定に向け、継続的な支援を行っています。



出世大名家康くん

全国初の
ゆるキャラ
推進大使じゃ！

2

高齢者の見守り地域ネットワークの構築

山形県米沢市

平成26年度の「消費者教育のあり方検討」から生まれた高齢者被害防止のための企画「消費者見守りサポーター(みどりんぐ)を広げよう」の実現をお手伝いしました。



みどりんぐ



3

対象に応じた教材・リーフレット・講座実施マニュアルの企画作成

岐阜県

幼児向け教材(絵本、ぬり絵本、紙芝居)を作成しました。



福島県・山口県

消費者教育講師用マニュアルを作成しました。



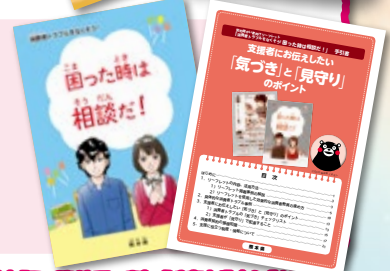
神奈川県・栃木県

高校生向けリーフレットを作成しました。



熊本県

知的障がい者向けリーフレット、支援者向け手引書を作成しました。



4

研修企画・講師派遣

教職員・行政職員・消費生活相談員などを対象にした消費者教育担い手育成研修等の企画・運営や講座の講師を派遣しました。(講師の派遣は年間70カ所程度)

例) 新潟県高等学校教育研究会 家庭科部会【新潟県】

埼玉県教職員等消費者教育セミナー、高齢者の消費者被害防止フォーラム【埼玉県】

指導者向け消費者教育研修、出前講座講師フォローアップ研修【愛媛県】 など

※これらの取り組み例は、一部です。

お問い合わせ・ご相談はお気軽に
—きっと何かが変わります—

公益財団法人 消費者教育支援センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-17-14 全国婦人会館3階

TEL: 03-5466-7341 FAX: 03-5466-2051

URL: <http://www.consumer-education.jp>